

**(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業**

**モニタリング計画**

平成 29 年 12 月 6 日

**大 阪 府 泉 南 市**



## 目 次

第1章	モニタリングの基本的な考え方	1
1.	モニタリングについて	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	モニタリングの役割分担	1
(3)	モニタリングの対象及び構成	1
(4)	モニタリングの実施段階と内容	2
(5)	費用の負担	2
(6)	その他の事項	2
2.	改善要求措置について	2
第2章	モニタリング及び改善要求措置等の手順	3
1.	財務モニタリング及び改善要求措置等	3
(1)	財務モニタリング方法	3
(2)	財務モニタリングの実施	4
(3)	改善要求措置等	4
2.	施設整備モニタリング及び改善要求措置等	5
(1)	施設整備モニタリング方法	5
(2)	施設整備モニタリング項目及び判断基準	5
(3)	改善要求措置等	5
3.	維持管理モニタリング及び改善要求措置等	7
(1)	維持管理モニタリング方法	7
(2)	維持管理モニタリング項目及び判断基準	8
(3)	改善要求措置等	8
4.	運営モニタリング及び改善要求措置等	10
(1)	運営モニタリング方法	10
(2)	運営モニタリング項目及び判断基準	11
(3)	改善要求措置等	11
5.	事業終了時モニタリング及び改善要求	13
(1)	事業終了時モニタリング方法	13
(2)	事業終了時モニタリング項目及び判断基準	13
(3)	改善要求措置等	13
6.	改善・復旧計画書の記載内容	14
(1)	1回目に提出する改善・復旧計画書の内容	14
(2)	2回目以降に提出する改善・復旧計画書の記載内容	14
第3章	契約の終了	15

# 第1章 モニタリングの基本的な考え方

## 1. モニタリングについて

### (1) 基本的な考え方

(仮称) 泉南市営りんくう公園 (以下、「本公園」という。) は、泉南市 (以下、「市」という。) におけるにぎわいとレクリエーションの場であり、地域のシンボル・コミュニティ形成の場として、広く市民に利用される場であることから、(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業 (以下、「本事業」という。) を実施するために市と事業契約を締結する民間事業者又は民間事業者が組成する SPC (特別目的会社) (以下、「PFI 事業者」という。) の責めに帰すべき事由により、施設利用者の利用に支障を来たすような状態や機能不全に陥るような状態が生じてはならない。

また、PFI 事業者は、市から本事業の「設計業務」、「建設業務」、「工事監理業務」、「維持管理業務」及び「運營業務」の実施を委ねられた事業主体として、安定的かつ継続的に本事業を遂行することが可能な財務状況を維持し、適切なリスク対策を講じていることが求められる。

このため、市は、本事業の適切かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務のモニタリングを行い、各業務の実施状況が業務要求水準及び PFI 事業者が提案した水準 (以下、業務要求水準及び PFI 事業者の提案による水準を総称して「要求水準」という。) を達成していることを確認する。

市は、モニタリングを実施した結果、要求水準を達成しないおそれがある、又は要求水準を達成しないと判断した場合には、PFI 事業者に対する改善要求措置として勧告、契約解除等を行う。

### (2) モニタリングの役割分担

市が実施するモニタリングは、PFI 事業者自らがモニタリング (以下、「セルフモニタリング」という。) を実施し、その結果を市が確認するものである。

PFI 事業者は、セルフモニタリングの実施が可能な体制を構築したうえで、セルフモニタリングを行い、各業務の水準の確保に努めなければならない。

### (3) モニタリングの対象及び構成

モニタリングは、業務要求水準書に記載される全業務を対象とする。

構成は次のとおりである。

- ① 財務状況に関するモニタリング (以下、「財務モニタリング」という。)
- ② 「設計業務」、「建設業務」及び「工事監理業務」 (以下、「施設整備業務」という。)

に関するモニタリング（以下、「施設整備モニタリング」という。）

- ③ 「維持管理業務」に関するモニタリング（以下、「維持管理モニタリング」という。）
- ④ 「運営業務」に関するモニタリング（以下、「運営モニタリング」という。）
- ⑤ 事業終了時のモニタリング（以下、「事業終了時モニタリング」という。）

#### (4) モニタリングの実施段階と内容

モニタリングの実施段階とモニタリングの内容は、表 1 のとおりである。

表 1 モニタリングの実施段階と内容

構成	事業期間中		事業終了時
	施設整備段階	維持管理・運営段階	
財務状況	○	○	—
施設整備業務	○	—	—
維持管理業務	○ (業務計画作成のみ)	○	—
運営業務	○ (業務計画作成のみ)	○	—
事業終了時	—		○

#### (5) 費用の負担

セルフモニタリング及び報告書作成等に係る費用は、PFI 事業者が負担する。  
市が実施する確認に係る費用は、市が負担する

#### (6) その他の事項

市は、PFI 事業者から提出されるモニタリング結果の報告等書類を確認することにより、モニタリングを行うことを原則とするが、必要に応じて追加書類の提出を求める。また、市が必要と認める場合は、各業務の実施状況を実地において確認する。

## 2. 改善要求措置について

市がモニタリングを行った結果、PFI 事業者の責めによる事由により、要求水準を達成しない、又は達成しないおそれがあると市が判断した場合に、PFI 事業者に改善勧告、改善・復旧計画書の確認、改善状況の確認、契約解除等の措置を行う。

なお、要求水準を達成するために必要な一切の費用は、PFI 事業者が負担する。

## 第2章 モニタリング及び改善要求措置等の手順

### 1. 財務モニタリング及び改善要求措置等

#### (1) 財務モニタリング方法

市は、PFI事業者の財務状況に関してPFI事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。確認方法は書類によるものを原則とするが、必要に応じてPFI事業者等に聞き取り等による確認を行う。

##### ① 書類による確認

書類の提出時期及び確認書類は、表2のとおりとする。

表2 提出時期及び確認書類（財務状況等）

提出時期	確認書類
各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI事業者は、事業期間中の各事業年度の営業最終日（3月31日）より3か月以内に、監査を受けた会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びに事業報告を市に提出すること。</li> <li>・ 市は、当該監査報告及び事業報告を公開できるものとする。</li> <li>・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</li> <li>・ 当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</li> </ul> <p>SPCを組成しない場合は、上記の要求水準について、以下のとおり対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPCを組成する場合に提出する事業年度ごとの財務書類と同等の、本事業に関する財務状況が確認できる書類を作成し、提出すること。</li> <li>・ 提出する書類については、SPCを組成した場合と同等の確認を行うこと。</li> <li>・ 市は、当該書類を公開できるものとする。</li> <li>・ 市が財務状況の把握のために必要と判断し、報告を求めた時は、PFI事業者は必要な資料又は情報を、遅滞なく市に提出すること。</li> <li>・ 当初の事業収支計画及び経過年度の実績を反映して見直した事業計画と、当該年度の実績との差異を分析した資料を合わせて提出すること。</li> </ul>
各事業年度の四半期経過後1か月以内	<p>PFI事業者は、各事業年度の四半期経過後1か月以内に、以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期に係る財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）</li> <li>・ 上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等</li> </ul> <p>SPCを組成しない場合は、SPCを組成する場合と同等の確認を行った、本事業に関する四半期の財務状況が確認できる書類を提出すること。</p>

提出時期	確認書類
SPC を組成した場合において、市が必要と判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会に付す議案</li> <li>・ 株主総会の資料及び議事録</li> <li>・ 取締役会に付す議案</li> <li>・ 取締役会の資料及び議事録</li> </ul>

## ② 聞き取り等による確認

市は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合には財務の専門家等による聞き取り調査を実施する。

## (2) 財務モニタリングの実施

市は、PFI 事業者が提出した財務書類に基づき、財務モニタリングを実施し、PFI 事業者の財務状況を確認・評価し、その結果を PFI 事業者に通知する。

## (3) 改善要求措置等

### ① 改善勧告

財務モニタリングにより、PFI 事業者の事業収支等の財務状況に関して当初の事業収支計画の内容と大きく乖離する事実を確認した場合、市は、PFI 事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

### ② 改善・復旧計画書の作成、確認

PFI 事業者は、改善勧告に基づき、直ちに事業収支等の財務状況の改善・復旧を目的とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

市は、改善・復旧計画書が財務状況の改善・復旧が期待できる内容であることを確認し、PFI 事業者に対して通知する。

市は、改善・復旧が期待できる内容として認められない場合又は内容が合理的でない判断した場合には、PFI 事業者に対して改善・復旧計画書の変更及び再提出を求める。

### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

PFI 事業者は通知を受けた後、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善・復旧を実施し、結果を市に報告する。市は、PFI 事業者の報告内容に基づき、改善・復旧状況を確認する。改善・復旧が確認できた場合は、事業を継続する。

改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度、前述①の改善勧告の手続きを行う。

### ④ 契約解除

市は、前記①から③までの手続を3回繰り返しても事業収支等の財務状況の改善・復旧を確認出来ない場合、市は、PFI 事業者の業務不履行を理由とした契約の解除を行うことが出来る。

## 2. 施設整備モニタリング及び改善要求措置等

### (1) 施設整備モニタリング方法

市は、施設整備業務の遂行状況に関してモニタリングを行い、要求水準が確保されているか確認する。

#### ① 書類による確認

書類の提出時期及び確認書類は、表 3 のとおりとする。

表 3 提出時期及び確認書類（施設整備業務）

提出時期	確認書類
設計業務期間	
設計着手時	設計業務着手届、設計工程表、実施体制表、設計担当者届、要求性能確認計画書
設計完了時	設計業務完了届、設計図書、要求性能確認報告書
建設工事期間	
工事着手前	施工計画書、工事着工届、要求性能確認計画書
工事完了時	工事完成通知書、工事記録写真、完成図、完成調書及び着工前・完成後の全景写真、要求性能確認報告書
工事監理業務期間	工事監理記録簿、工事監理図書

#### ② 実地による確認

PFI 事業者は、建設工事完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認し、関係法令に則り検査を実施したうえで、工事監理者が市へ完成確認報告を行う。市は、PFI 事業者による確認等の終了後、実地において、工事監理者の立会いの下で完成確認を実施する。

また、市が必要と認めるときは、各業務の実施状況を実地において確認する。

### (2) 施設整備モニタリング項目及び判断基準

モニタリング項目及び判断基準は、原則として要求水準によるものとし、具体的な方法は、PFI 事業者が要求性能確認計画書にて提示する。

### (3) 改善要求措置等

#### ① 改善勧告

施設整備モニタリングにより、施設整備業務に関して要求水準の内容を満たしていない状態を確認した場合、市は、PFI 事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。



## ② 改善・復旧計画書の作成、確認

PFI 事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準の内容を満たしていない状態の改善・復旧を目的とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

市は、改善・復旧計画書が要求水準の内容を満たしていない状態の改善・復旧が期待出来る内容であることを確認し、PFI 事業者に対して通知する。

市は、改善・復旧が期待出来る内容として認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、PFI 事業者に対して改善・復旧計画書の変更及び再提出を求める。

## ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

PFI 事業者は通知を受けた後、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善・復旧を実施し、結果を市に報告する。市は、PFI 事業者の報告内容に基づき、改善・復旧状況を確認する。改善・復旧が確認出来た場合は、事業を継続する。

改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認出来ない場合は、再度、前記①の改善勧告の手続を行う。

## ④ 契約解除

市は、前記①から③までの手続を3回繰り返しても要求水準を達成した状態の改善・復旧を確認出来ない場合、PFI 事業者の業務不履行を理由とした契約の解除を行うことが出来る。

### 3. 維持管理モニタリング及び改善要求措置等

#### (1) 維持管理モニタリング方法

市は、維持管理業務の遂行状況に関してモニタリングを行い、要求水準を達成する内容であるかを確認する。

##### ① 書類による確認

書類の提出時期及び確認書類は、表 4 のとおりとする。

なお、PFI 事業者は自らの責任により、業務遂行状況について適切な方法でセルフモニタリングを実施し、セルフモニタリング結果を維持管理業務報告書及び年間維持管理業務報告書に記述して市に提出する。

表 4 提出時期及び確認書類（維持管理業務）

提出時期	確認書類
公園の維持管理業務開始の 30 日前まで	長期維持管理業務計画書
当該事業年度開始の 30 日前まで	年間維持管理業務計画書
報告の対象である月の翌月 20 日まで	維持管理業務報告書
維持管理開始より事業期間の各年度終了日の翌月 20 日まで	年間維持管理業務報告書

##### ② 実地による確認

公園利用者及び本公園関係者等から苦情があった場合、その他市が必要と認めるとき、各業務の実施状況について実地による確認を行う。

## (2) 維持管理モニタリング項目及び判断基準

維持管理モニタリング項目及び判断基準は、原則として要求水準による。要求水準を達成していない場合は、改善要求措置を行う。

具体的な方法は、PFI 事業者が要求性能確認計画書により、業務ごとに要求水準を達成しているか確認する。

また、市は、セルフモニタリング結果を確認し、業務不履行により公園の機能等が麻痺し、公園利用者の公園利用に対して重大な支障が認められる状態を「重大な事象」と判断し、「重大な事象」が発生した場合、改善要求措置を行う。

「重大な事象」の具体例は、表 5 のとおりとするが、表 5 に掲げられていない事象についても、「重大な事象」と同等であると認識される事象については、市は「重大な事象」と判断する。

表 5 「重大な事象」の具体例（維持管理業務）

項目	重大な事象
コンプライアンス	・ 虚偽報告、隠蔽 ・ 法令違反による業務停止 ・ 資格者以外の法定業務実施
公園及び公園施設の性能	・ PFI 事業者の事由による公園及び公園施設等の 3 日以上機能不全 ・ PFI 事業者の事由による公園の 3 日以上閉鎖
公園、公園施設及び近隣地域の安全性	・ PFI 事業者の事由による重大な人身事故（重傷者）の発生 ・ PFI 事業者の事由による重篤・重症の疾病人の発生 ・ PFI 事業者の事由による不審者侵入による盗難の発生 ・ PFI 事業者の事由による火災等各種事故発生
業務遂行状況	・ 業務実施による他への悪影響の長期間の放置、迷惑行為 ・ 苦情、不具合等に対する対応拒否

## (3) 改善要求措置等

### ① 改善勧告

維持管理モニタリングにより、維持管理業務に関して要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」の発生を確認した場合、市は、PFI 事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

### ② 改善・復旧計画書の作成、確認

PFI 事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧を目的とする改善・復旧計画書を作成し、市に提

出する。ただし、改善に緊急を要し、応急措置等の実施が必要であると判断される場合、PFI 事業者は自らの責任において応急措置等をとるものとし、その後早急に市に報告する。

市は、改善・復旧計画書が、要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧が期待できる内容であることを確認し、PFI 事業者に対して通知する。

市は、要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」の発生した状態の改善・復旧が期待できる内容として認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、PFI 事業者に対して改善・復旧計画書の変更及び再提出を求める。

なお、PFI 事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、①の改善勧告等の手続を行う。

### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

PFI 事業者は通知を受けた後、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善・復旧を実施し、結果を市に報告する。市は、PFI 事業者の報告内容に基づき、改善・復旧状況を確認する。改善・復旧が認められる場合は、事業を継続する。

改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認出来ない場合は、前記①の改善勧告の手続を行う。

### ④ 業務担当者又は業務実施企業の変更

前記①から③までの手順を 3 回繰り返しても、要求水準を達成した状態及び「重大な事象」が発生しない状態を確認できない場合、市は、PFI 事業者との協議により、管理責任者の変更又は業務実施企業の変更を求めることが出来る。

### ⑤ 契約解除

市は、前記①から④までの手続を 3 回繰り返しても維持管理業務の要求水準を達成しない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧を確認出来ない場合、PFI 事業者の業務不履行を理由とした契約の解除を行うことが出来る。

## 4. 運営モニタリング及び改善要求措置等

### (1) 運営モニタリング方法

市は、運営業務の遂行状態に関してモニタリングを行い、要求水準を達成する内容であるかを確認する。

#### ① 書類による確認

書類の提出時期及び確認書類は、表 6 のとおりとする。

なお、PFI 事業者は自らの責任により、業務遂行状況について適切な方法でセルフモニタリングを実施し、セルフモニタリング結果を業務報告書及び年間運営業務報告書に記述する。

表 6 提出時期及び確認書類（運営業務）

提出時期	確認書類
公園施設の供用開始日の 30 日前まで	長期運営業務計画書
各事業年度開始の 30 日前まで	年間運営業務計画書
報告の対象である月の翌月 20 日まで	運営業務報告書
開業年度より事業期間の各年度終了日の翌月 20 日まで	年間運営業務報告書

#### ② 実地による確認

公園利用者及び本公園関係者等からの苦情があった場合、その他市が必要と認めるとき、各業務の実施状況について実地による確認を行う。

## (2) 運営モニタリング項目及び判断基準

運営モニタリング項目及び判断基準は、原則として要求水準による。要求水準を達成していない場合は、改善要求措置を行う。

具体的な方法は、PFI 事業者が要求性能確認計画書により、業務ごとに要求水準を達成しているか確認する。

また、市は、セルフモニタリング結果を確認し、業務不履行により公園機能等が麻痺し、公園利用者の利用に対して重大な支障が認められる状態を「重大な事象」と判断し、「重大な事象」が発生した場合、改善要求措置を行う。

「重大な事象」の具体例は、表 7 のとおりとするが、表 7 に掲げられていない事象についても、「重大な事象」と同等であると認識される事象については、市は「重大な事象」と判断する。

表 7 重大な事業の具体例（運営業務）

項目	重大な事象
コンプライアンス	・ 虚偽報告、隠蔽 ・ 法令違反による業務停止 ・ 資格者以外の法定業務実施
公園及び公園施設の性能	・ PFI 事業者の事由による公園及び公園施設等の 3 日以上の機能不全 ・ PFI 事業者の事由による公園の 3 日以上の閉鎖
公園、公園施設及び近隣地域の安全性	・ PFI 事業者の事由による重大な人身事故（重傷者）の発生 ・ PFI 事業者の事由による重篤・重症な疾病人の発生 ・ PFI 事業者の事由による不審者侵入による盗難の発生 ・ PFI 事業者の事由による火災等各種事故発生
業務遂行状況	・ 業務実施による他への悪影響の長期間の放置、迷惑行為 ・ 苦情、不具合等に対する対応拒否

## (3) 改善要求措置等

### ① 改善勧告

運営モニタリングにより、運営業務に関して要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」の発生を確認した場合、市は、PFI 事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

### ② 改善・復旧計画書の作成、確認

PFI 事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧を目的とする改善・復旧計画書を作成し、市に提

出する。ただし、改善に緊急を要し、応急措置等の実施が必要であると判断される場合、PFI 事業者は自らの責任において応急措置等をとるものとし、その後早急に市に報告する。

市は、改善・復旧計画書が、要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧が期待できる内容であることを確認し、PFI 事業者に対して通知する。

市は、要求水準を達成していない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧が期待できる内容として認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、PFI 事業者に対して改善・復旧計画書の変更及び再提出を求める。

なお、PFI 事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、①の改善勧告等の手続に戻る。

### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

PFI 事業者は通知を受けた後、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善・復旧を実施し、結果を市に報告する。市は、PFI 事業者の報告内容に基づき、改善・復旧状況を確認する。改善・復旧が認められる場合は、事業を継続する。

改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認出来ない場合は、前記①の改善勧告の手続に戻る。

### ④ 業務担当者又は業務実施企業の変更

前記①から③までの手順を3回繰り返しても、要求水準を達成しない状態及び「重大な事象」が発生した状態の改善・復旧が確認できない場合、市は、PFI 事業者との協議により、管理責任者の変更又は業務実施企業の変更を求めることが出来る。

### ⑤ 契約解除

市は、前記①から④までの手続を3回繰り返しても運営業務の要求水準を達成した状態の改善・復旧を確認出来ない場合、PFI 事業者の業務不履行を理由とした契約の解除を行うことが出来る。

## 5. 事業終了時モニタリング及び改善要求

### (1) 事業終了時モニタリング方法

市は、事業期間の終了時において、施設の性能が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

PFI 事業者は、事業契約期間終了後に、市が本公園の維持管理・運營業務を行うことができるように、事業契約期間終了日の1年前までに、事業終了時の公園施設の状態、引き渡しまでの準備日程・方法等で構成される引き渡し計画を立て、市と協議するものとする。

市は、事業終了時の6か月前に書類の確認と実地による確認を行う。

#### ① 書類による確認

確認書類は、次のとおりとする。

表 8 提出時期及び確認書類（事業終了時）

提出時期	確認書類
事業終了日の6か月前まで	本公園の維持管理・運營業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項、その他の関係資料
事業終了時まで	許認可等の取得に関する書類、その他の引継ぎ資料

#### ② 実地による確認

①の書類の内容が事実であるかどうかを実地において、PFI 事業者の立会いのもと確認する。

### (2) 事業終了時モニタリング項目及び判断基準

事業終了時モニタリング項目及び判断基準は、原則として要求水準により、PFI 事業者の責めに帰する事由により要求水準を達成していないかどうかを判断する。

### (3) 改善要求措置等

#### ① 改善勧告

事業終了時モニタリングにより、要求水準を達成していない状態を確認した場合、市はPFI 事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### ② 改善・復旧計画書の作成、確認

PFI 事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を達成しない状態を改善・復旧することを目的とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

市は、改善・復旧計画書が、要求水準を達成する状態の改善・復旧が期待出来る内容であることを確認し、PFI 事業者に対して通知する。



市は、改善・復旧が期待出来る内容として認められない場合又は内容が合理的でないと判断した場合には、PFI 事業者に対して改善・復旧計画書の変更及び再提出を求める。

### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

PFI 事業者は、通知を受けた後、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善・復旧を実施し、結果を市に報告する。

市は、PFI 事業者の報告内容に基づき、改善・復旧状況を確認する。

改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認出来ない場合は、再度、前記①の改善勧告の手続に戻る。

### ④ 市による改善復旧

事業終了時まで改善・復旧が確認出来ない場合、市は PFI 事業者の債務不履行と判断して、自らが改善・復旧を行う。その場合において、市は、改善・復旧に係る合理的な費用を PFI 事業者に請求する。

## 6. 改善・復旧計画書の記載内容

### (1) 1 回目に提出する改善・復旧計画書の内容

1 回目に提出する改善・復旧計画書の記載内容は、次のとおりとする。

- ・ 業務不履行の内容
- ・ 業務不履行の場所
- ・ 業務不履行の原因
- ・ 改善・復旧の方法
- ・ 改善・復旧の期限
- ・ 改善・復旧の責任者

### (2) 2 回目以降に提出する改善・復旧計画書の記載内容

2 回目以降の改善勧告の場合の改善・復旧計画書の記載内容は、次のとおりとする。

- ・ 業務不履行の内容
- ・ 業務不履行の場所
- ・ 業務不履行の未改善・未復旧の原因
- ・ 改善・復旧の方法
- ・ 改善・復旧の期限
- ・ 改善・復旧の責任者

### 第3章 契約の終了

市は、モニタリングの結果に基づき、PFI 事業者の業務不履行等を理由に契約を終了する  
場合がある。この場合、市は、事業契約書の定めるところに従い、契約を終了する。

参考：維持管理業務及び運営業務に関するモニタリングの流れ

